

採用活動におけるハラスメント防止の取り組みについて

<採用活動基本方針>

イビデン産業株式会社は、「イビデングループ行動憲章」および「イビデン産業社員行動基準」に基づき、事業活動において人権を尊重し、人権侵害を助長しないように努めています。

採用活動においても、求職者、インターンシップ参加者および採用活動に関わるすべての方に対し、あらゆる就職差別やハラスメント行為を禁止しています。

雇用形態、年齢、性別、出身、国籍、障がい、宗教、信条、婚姻状況等を理由とする差別を禁止するとともに、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントおよび就職活動の自由を妨げるいわゆる「オワハラ」など、あらゆるハラスメントを許しません。

<具体的な取り組み>

当社は、採用活動において求職者、インターンシップ参加者等と社員が接する際のハラスメントを未然に防止するため、次のルールを定めています。

- ・求職者との連絡は会社貸与のメールアドレスおよび会社端末を使用し、SNS や私用端末による私的なやり取りは禁止します。
- ・求職者との面談は原則として日中に実施し、会社施設、貸会議室、学校内または第三者の目がある場所で行います。
- ・求職者との1対1での飲酒を伴う会食は一切禁止します。
- ・社外説明会およびインターンシップは原則として9時から17時とし、懇親会等を実施する場合は任意参加とし、遅くとも20時までに終了します。
- ・求職者から個人的面談（OB・OG 訪問等）の依頼を受けた場合は、事前に人事総務チームへ申請のうえ、原則としてオンラインで対応します。
- ・オンライン面談やWeb面接においても、不適切な言動や私的な接触を禁止します。
- ・本人の適性・能力と関係のない事項についても質問しません。

<採用活動にかかわる社員教育>

当社は、採用面接、インターンシップおよび採用広報活動にかかわる社員に対し、ハラスメント防止および人権尊重に関する教育を継続的に実施しています。

<就活ハラスメントに関する相談窓口>

就職活動中に当社社員によるハラスメント行為を受けた場合、またはそのような行為を見聞きした場合は、下記窓口までご相談ください。

相談内容および相談者のプライバシーは厳重に保護します。また、相談・申告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

当社は相談を受けた場合、速やかに事実関係を確認し、必要に応じて適切な是正措置および再発防止措置を講じます。

コンプライアンス相談窓口 compliance.sng@ibiden.com